

役員報酬等に関する規程

学校法人仙台北学園

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人仙台学園（以下「この法人」という。）の寄附行為の規定に基づき、役員報酬、賞与、慰労金、費用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 報酬

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事長ほかこの法人において勤務することが常態である者をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学校長を含む）として給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤の役員とは、前号（2）及び（3）以外の者をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、慰労金、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、原則として職員の賃金規程及び退職金支給規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給する。但し、理事長が特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 常勤の役員に対しては、報酬及び賞与並びに慰労金、その他の役員としての職務執行に係る費用を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、原則として理事としての報酬等は支給しないが、その総額については、常勤の理事に対する報酬に準じて職員の賃金規程に照合のうえ支給する。
- (3) 非常勤の役員に対しては、報酬及びその他の役員としての職務執行に係る費用を支給することができる。但し、この法人以外の帰属する職責により、それに代わる費用を支給、又は無報酬とすることができる。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める額とする。但し、理事長が特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 報酬 別表第1に定める額

- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、別表第4に定める額とする。但し、理事長が特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日（但し、報酬は当月16日から起算のうえ、翌月15日に締切って計算し、支給日が土日や祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払う。）
 - (2) 賞与 毎年8月及び12月
 - (3) 慰労金 任期の満了による退任、又は辞任、若しくは死亡により退いた後12箇月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬等は、理事会等会議への出席又は法人業務に従事した都度において支給する。但し、それに代わる費用をあわせて支給する場合は別途申し合せる。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 5 業務について生じた実費の弁償は、報酬には含まれない。

(費用)

第6条 役員には、経済的な経路による公共交通機関を利用した旅費を実費支給する。

- 2 役員が職務執行に伴い生じる旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を実費支給する。

(就任又は退任等の場合における報酬等の取扱い)

第7条 新たに常勤の役員に就任した場合、その日から報酬等を支給する。

- 2 報酬等計算期間の途中で新たに常勤の役員に就任した場合、又は任期の満了による退任、若しくは辞任、死亡により退いた場合における当該計算期間の月額報酬は日割り計算等を行わず1箇月分を支給する。但し、解任の場合は理事会において別途決定する。

(端数の取扱い)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

【別表】

(常勤の役員に対する報酬)

別表第1

(1) 理事長	(一)	60,000,000円
	(二)	54,000,000円
	(三)	48,000,000円
	(四)	42,000,000円
	(五)	36,000,000円
	(六)	30,000,000円
	(七)	24,000,000円
	(八)	18,000,000円
	(九)	12,000,000円
	(十)	理事会において決定する金額
(2) 理事	(一)	12,000,000円
	(二)	11,400,000円
	(三)	10,800,000円
	(四)	10,200,000円
	(五)	9,600,000円
	(六)	9,000,000円
	(七)	8,400,000円
	(八)	7,800,000円
	(九)	7,200,000円
	(十)	6,600,000円
	(十一)	6,000,000円
	(十二)	5,400,000円
	(十三)	4,800,000円
	(十四)	4,200,000円
	(十五)	3,600,000円
	(十六)	3,000,000円
	(十七)	2,400,000円
	(十八)	1,800,000円
	(十九)	1,200,000円
	(二十)	理事会において決定する金額

- (3) 監事
- (一) 12,000,000円
 - (二) 11,400,000円
 - (三) 10,800,000円
 - (四) 10,200,000円
 - (五) 9,600,000円
 - (六) 9,000,000円
 - (七) 8,400,000円
 - (八) 7,800,000円
 - (九) 7,200,000円
 - (十) 6,600,000円
 - (十一) 6,000,000円
 - (十二) 5,400,000円
 - (十三) 4,800,000円
 - (十四) 4,200,000円
 - (十五) 3,600,000円
 - (十六) 3,000,000円
 - (十七) 2,400,000円
 - (十八) 1,800,000円
 - (十九) 1,200,000円
 - (二十) 理事会において決定する金額

(常勤の役員に対する賞与)

別表第2

- (1) 夏季賞与 8月 報酬月額×2箇月分
- (2) 冬季賞与 12月 報酬月額×3箇月分

(常勤の役員に対する慰労金算定式)

別表第3

- (1) 理事長 最終報酬月額×在任年数×係数
- (2) 理事及び監事 平均報酬月額×在任年数×係数

在任年数は1箇月単位とし、端数は月割りとする。但し、1箇月未満は1箇月に切上げ、係数は次に掲げる在任期間の割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (一) 1年以上5年未満の期間については、1年につき100分の100
- (二) 5年以上9年未満の期間については、1年につき100分の125
- (三) 9年以上13年未満の期間については、1年につき100分の150
- (四) 13年以上17年未満の期間については、1年につき100分の175
- (五) 17年以上の期間については、1年につき100分の200

(非常勤の役員に対する報酬等)

別表第4

(1) 理事	(一) 理事会等会議に出席	日当 7, 000円+費用の実費
	(二) この法人業務に従事	日当12, 000円+費用の実費
(2) 監事	(一) 理事会及び監査会議等に出席	日当 7, 000円+費用の実費
	(二) この法人業務に従事	日当12, 000円+費用の実費

附 則 本規程は平成27年11月9日から施行する。

附 則 本規程は平成29年6月6日から施行する。

附 則 本規程は令和7年4月1日から施行する。